

令和6年2月16日

令和6・7年度埼玉県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和6・7年度の保険料率については、令和6年2月16日開催の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会で議決され、下記のとおり決定いたしました。

○ 令和6・7年度後期高齢者医療保険料率

均等割額 45,930円 (+1,760円)

所得割率 9.03% (+0.65ポイント)

(参考) 現行保険料率等との比較

保険料率	令和6・7年度 (A)	令和4・5年度 (B)	比較 (A-B)
均等割額	45,930円	44,170円	1,760円増
所得割率	9.03%	8.38%	0.65ポイント増
1人当たり 平均保険料額 (軽減後)	R6 84,998円 R7 86,754円	78,773円	R6 6,225円増 R7 7,981円増

※ 基礎控除後の総所得金額等が58万円（年金収入211万円相当）以下の方は、令和6年度に限り、8.42%の所得割率が適用されます。

※ 1人当たり平均保険料額（軽減後）は、保険料改定時の見込額です。

(保険料率が増加する主な理由)

全ての国民が、年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支えあう仕組みとするため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月に成立しました。これにより、後期高齢者負担率（＝給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合で、2年に1度、政令で定められる）が、後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率と、現役世代の一人当たり支援金の伸び率を合わせるよ

うに算定方法の見直しが行われたことで、大幅に引き上げられました（令和6・7年度の後期高齢者負担率は12.67%で、前回改定時の11.72%から0.95ポイント引き上げられました）。また、子育てを全世代で支援するため、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度でも支援する仕組みが導入されました。さらに、前回の改定時と比較し、一人当たり医療給付費が増加しています。※財政上の剰余金（基金）を活用して、保険料率の上昇を抑制しています（令和6・7年度は175億円、令和4・5年度は136億円）。

（激変緩和措置について）

制度改正による保険料の急激な上昇を緩和するため、以下の激変緩和措置が講じられています。

- ・均等割は、制度改正による増加はありません
- ・基礎控除後の総所得金額等が58万円（年金収入211万円相当）以下の方は、令和6年度は、制度改正による増加が生じないように算定した所得割率（8.42%）が適用されます
- ・賦課限度額の引き上げは、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円と段階的に実施されます（ただし、令和6年度に75歳に到達した方が、新たに資格取得する場合は、令和6年度から80万円）
- ・出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度の費用の負担を、令和6・7年度は本来7%のところ、1/2の3.5%とします

（その他）

保険料の軽減判定所得を算定するための、世帯の被保険者数に乗じる金額が、令和6年度から均等割5割軽減については29万円から29.5万円に、2割軽減は53.5万円から54.5万円に引き上げられます。

参考1. 保険料の計算方法

年間保険料額 (上限 R6 は 73 万円※1、 R7 は 80 万円)	=	均等割額 (45,930 円)	+	所得割額 (賦課のもととなる所得金額 × 9.03%※2)
--	---	--------------------	---	-------------------------------------

※1 令和6年度に75歳に到達した方が新たに資格取得する場合は、令和6年度から80万円

※2 基礎控除後の総所得金額等が58万円（年金収入211万円相当）以下の方は、令和6年度に限り、8.42%

参考 2. 保険料額の比較

【年金収入のみ・単身者の例】（ただし、元被扶養者を除く）

公的年金収入	令和 6・7 年度保険料額の計算		令和 6・7 年度 保険料額	令和 5 年度 保険料額	増減額
	均等割	所得割			
年額 153 万円	13,770 円 7 割軽減	0 円	13,700 円	13,200 円	+500 円
年額 168 万円	13,770 円 7 割軽減	12,630 円 (13,540 円)	26,400 円 (27,300 円)	25,800 円	+600 円 (+1,500 円)
年額 197 万円	22,960 円 5 割軽減	37,040 円 (39,730 円)	60,000 円 (62,600 円)	58,900 円	+1,100 円 (+3,700 円)
年額 221 万円	36,740 円 2 割軽減	61,400 円	98,100 円	92,300 円	+5,800 円
年額 240 万円	45,930 円 軽減なし	78,560 円	124,400 円	117,000 円	+7,400 円

※年金収入 211 万円以下の場合、所得割率は 8.42% で計算（令和 7 年度は 9.03% となります）
 ※下段の（ ）内の数値は、令和 7 年度

【年金収入のみ・夫婦 2 人世帯の例】（4 月 1 日時点で 2 人とも 75 歳以上の被保険者）

公的年金収入	令和 6・7 年度保険料額の計算		令和 6・7 年度 保険料額	令和 5 年度 保険料額	増減額
	均等割	所得割			
世帯主：年額 153 万円	13,770 円 7 割軽減	0 円	27,400 円	26,400 円	+1,000 円
配偶者：年額 80 万円	13,770 円 7 割軽減	0 円			
世帯主：年額 168 万円	13,770 円 7 割軽減	12,630 円 (13,540 円)	40,100 円 (41,000 円)	39,000 円	+1,100 円 (+2,000 円)
配偶者：年額 80 万円	13,770 円 7 割軽減	0 円			
世帯主：年額 197 万円	22,960 円 5 割軽減	37,040 円 (39,730 円)	82,900 円 (85,500 円)	80,900 円	+2,000 円 (+4,600 円)
配偶者：年額 80 万円	22,960 円 5 割軽減	0 円			
世帯主：年額 221 万円	22,960 円 5 割軽減	61,400 円	107,200 円	101,000 円	+6,200 円
配偶者：年額 80 万円	22,960 円 5 割軽減	0 円			
世帯主：年額 240 万円	36,740 円 2 割軽減	78,560 円	152,000 円	143,500 円	+8,500 円
配偶者：年額 80 万円	36,740 円 2 割軽減	0 円			

※年金収入 211 万円以下の場合、所得割率は 8.42% で計算（令和 7 年度は 9.03% となります）
 ※下段の（ ）内の数値は、令和 7 年度